特定非営利活動法人アスクネット 会員規則

2018年11月施行

会員規則

この会員規則(以下「本規則」)は、特定非営利活動法人アスクネット(以下「当法人」)と、 特定非営利活動法人アスクネットの会員(以下「会員」といいます)との間に適用する。入会 申し込みをした時点で、本規則を承認したこととする。

■会員の種別

正会員…当法人の目的に賛同して入会した個人および団体 賛助会員…当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体 情報会員…当法人の発信する情報を受け取る目的で入会した個人及び団体

第1条 総則

(会員規則の適用)

当法人は、会員との間に本規則を定め、これにより当法人の運営を行う。また、当法人が随時発表する諸規定も、本規則の一部を構成する。

第2項(会員規則の変更)

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規則を変更することがある。

第3項 (用語の定義)

- 1. 規則において使われる用語について、次の各項に定義する。
- 2. 会員とは、当法人の全ての種別の会員の総称である。
- 3. 正会員とは、当法人の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人及び団体の会員をいい、総会での議決権を有する。正会員を持って特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。
- 4. 賛助会員とは、当法人の目的及び趣旨等に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人及び団体の会員をいい、総会での議決権はなく、総会では参考意見を述べることが出来る。

第2条 入会申込等

(入会申込)

会員は、当法人が別に定める年会費の払込みあるいは、入会申込書の提示により入会申込みと する。

2. 入会の申込みをする者は、第4条に定める年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出する。

第2項 (入会の成立)

入会は、第4条に定める年会費の払込みおよび、入会申込書を受理し、入会申込みに対して、 事務局がこれを確認したときに成立する。

第3項 (入会申込の拒絶)

- 1. 入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。
- (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反し、また、反するおそれのある場合
- (3) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第3条 会員資格

会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- 1. 入会した初年度は、翌年の3月31日までとする。
- 2. 入会した翌年度以降は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3. 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、年会費の入金の払込みを 確認した日とする。
- 4. 会員資格は、第6条に定める方法により継続することができる。
- 5. 会員は、定款第9条に記された項目に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

第4条 年会費

当法人の年会費の次に掲げる金額とする。

個人正会員 1口 6,000円(学生の場合は3,000円)

団体正会員 1口 50,000円(1口以上)

個人賛助会員 1口 3,000円(1口以上)

団体賛助会員 1口 50,000円(1口以上)

情報会員 無料

第5条 入会申込記載事項の変更等

(個人会員の資格・権利継承)

個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格・権利は失われ、第三者への資格・権利継承はできない。

第2項 (団体会員の資格継承)

- 1. 団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する義務がある。
- 2. (入会申込の拒絶) の規定は前項の場合についても準用する。

第3項 (会員の氏名及び名称等の変更)

1. 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに事務局が

定める方法で、その旨を当法人に通知する必要がある。

2. 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとする。

第6条 会員資格の継続

(会員資格の継続)

会員資格有効期間が満了する場合には、当法人の用いる方法により、継続のための案内を会員 に通知する。

2. 会員資格は、当法人の定める方法による年会費の払込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとする。

第7条 個人情報の保護

(個人情報の保護)

会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保 護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却 し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。

- 2. 保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を 除き、個人情報を第三者に提供しない。
- (1)情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合
- (2)裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
- (3)会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合
- (4)会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合

第8条 損害賠償

(損害賠償)

会員が、本規則及び本規則に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が 損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償する。

2. 会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続される。

第9条 免責事項

会員及び会員相互、会員と第三者との間で生じたトラブルに関しては、一切責任を負わないものとする。

第10条 守秘義務

会員は、当法人の活動に参加する中で知り得た機密情報に関しては、第三者に対して開示・漏 洩してはならない。

第11条 その他

(定款による規約の準拠)

この規定に定めない事項及び運用については、別途定められるところの定款に準じて定められるものとする。

第2項 (規定の追加)

1. 本規則に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。